第九百十二号

令和七年 五月十二日 二月十二日

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための ○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防 公 告 目 告 示 次 福障 保高 険福 同 祉が

課祉

:

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…… (広報広聴課)

課い

: =

:

青

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改

事 務

局

: ≡

示

告

青森県告示第三百五号

定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、 次の指

第七十八条第二号の規定により公示する。

青森県知事

宮

下

宗

郎

会法社 人会 長福 老祖	わ人会 ら津福	や法社 わ人津福 ぎ軽祉	光療法人	氏名 称 又は	指定居宅
五字瑞渡五の一二	○川 四市 の 一居 山	三〇四市 四市町 一田山元	の四六むつ市新町一〇	所在地又は住所主たる事務所の	指定居宅サービス事業者
施人介 設保護 健老	問	介所短 護生期 活入	護通 所介	類ス の 種	
な保介 ん健護 ぶ施老 設人	ョテルンテパ	慈スシや法社 テョわ人会 イーら津福 晏トぎ軽祉	曲 り ス 大 こ	名称	行居宅サー
千大三 刈字戸郡 二田田 の一字町	三川三川市町二の居	元平 三川市町 二町居 三山	丁目三の一〇	所 在 地	事業所
七十二十八八	"	七・三・二八	七和四十二	年屆月 日日	国廃 止 出の
七 三三二	"	七・ 四-三0	七・和三・三	年月日	廃止

青森県告示第三百六号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。 の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次

令和七年五月十二日

青森県知事 宮 下 宗 郎 令和七年五月十二日

氏名 称 又は

事 業 者指定介護予防サービス 三〇四の一平川市町居山元 所在地又は住所主たる事務所の 活入防介 介所短護 護生期予 種ビ防介 類スサ護 の | 予 慈スシや法社 テョわ人会 イーら津福 晏トぎ軽祉 名 事介 非業を行い 称 元三〇二の三平川市町居山 所 うサー 在 業ビ 所ス 地 七 令 1 年届廃 月 止 日出の 三六 _七令 和 四·三 () 年廃 月 日止

や法社 わ人会 ら津福 ぎ軽祉

青森県告示第三百七号

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第五十四条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 自立支援医療機関(精神通院医療) (平成十七年法律第 を

令和七年五月十二日

青森県知事 宮 下 宗 郎

	"	丁目五〇の	二〇一〇 上北郡おいらせ町緑ヶ丘六丁目五〇の	二〇一〇コン	ル 訪問看護ステーションエー	ル訪問
	"		川市町居山元九六の一	平川市町居	まちい調剤薬局	まち
	"	_	戸市沼館四丁目七の一一一	八戸市沼館	イオン薬局八戸沼館店	イオ
	"	[] Ø]	八戸市大字尻内町字直田四一の一	八戸市大字	なの花薬局三条店	なの
_	七和五		町一六五	弘前市和徳町一六五	店ハッピー調剤薬局弘前和徳	店ハッ
日定	年指月	地	在	所	名称	夕

告

公

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令 同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年五月十二日

で、

青森県知事

宮

下

宗

郎

特定役務の名称及び数量

毎戸配布紙「AOMORI M A G 制作・配送業務委託

二式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部広報広聴課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

随意契約

契約の相手方を決定した日

兀

令和七年三月二十八日

契約の相手方の名称及び住所

Ŧī.

青森市佃一丁目二の一一

株式会社アール・エー・ビーサービス

六 契約金額

四千二十六万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第

項第一号に該当

契約の相手方を決定した手続

ものである。 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、 契約の相手方とした

三沢市総合体育館

三沢市桜町一丁目四の七

を

もや会館

"

磯松山の井一一五の一三八

選 挙 管 理委員 会

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

ことのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。 平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号(個人演説会等を開催する

令和七年五月十二日

表中

青森県選挙管理委員会委員長 治

鶴 畄 真

磯松山の井一一五の一三八 に改める。

もや会館

三沢市国際交流教育センター

"

大字三沢字園沢二三〇の一

三沢市国際交流教育センター

三沢市大字三沢字園沢二三〇の一

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

1社 | 定価小口一枚ニ付二十一円七十銭 七号 | 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号 東